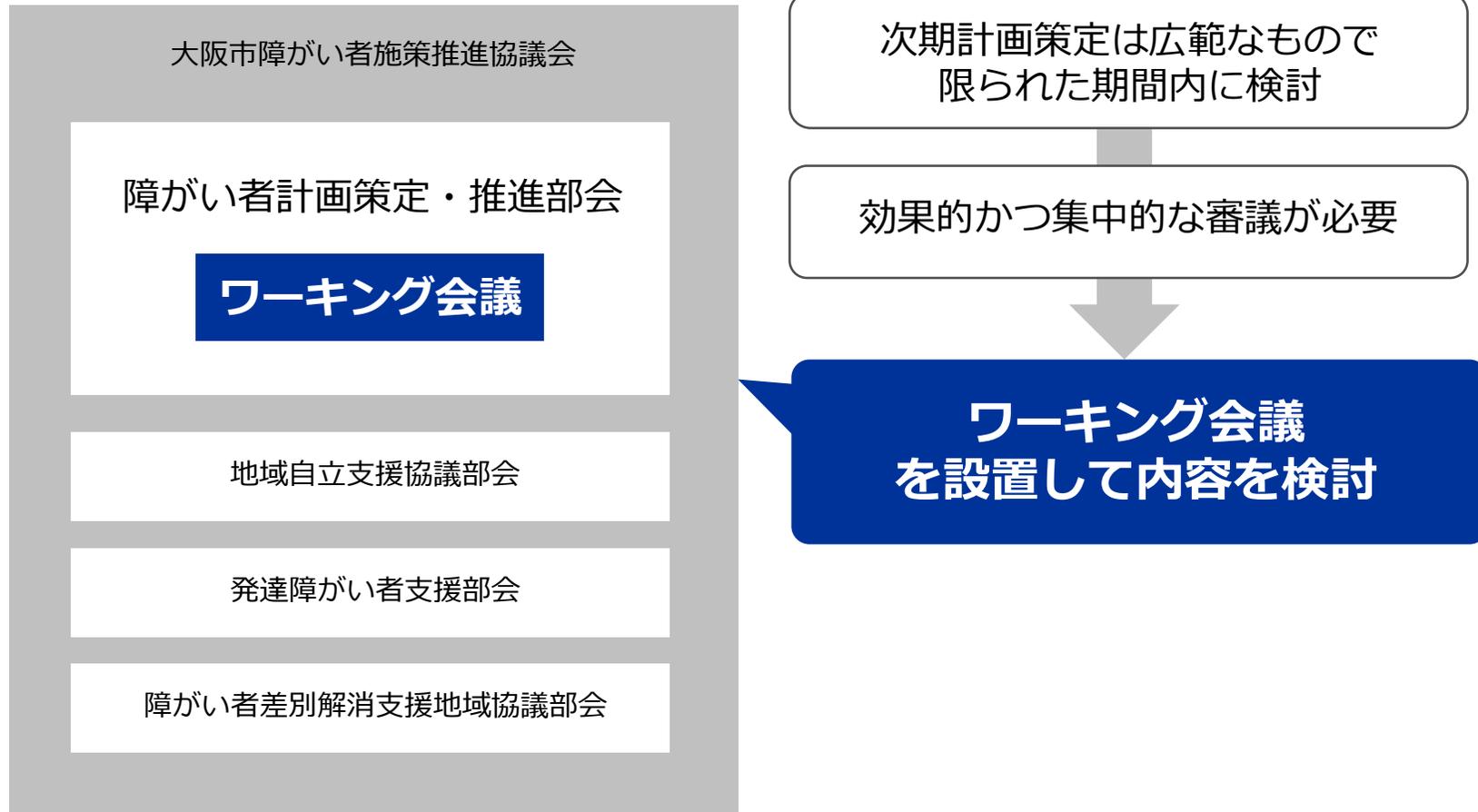


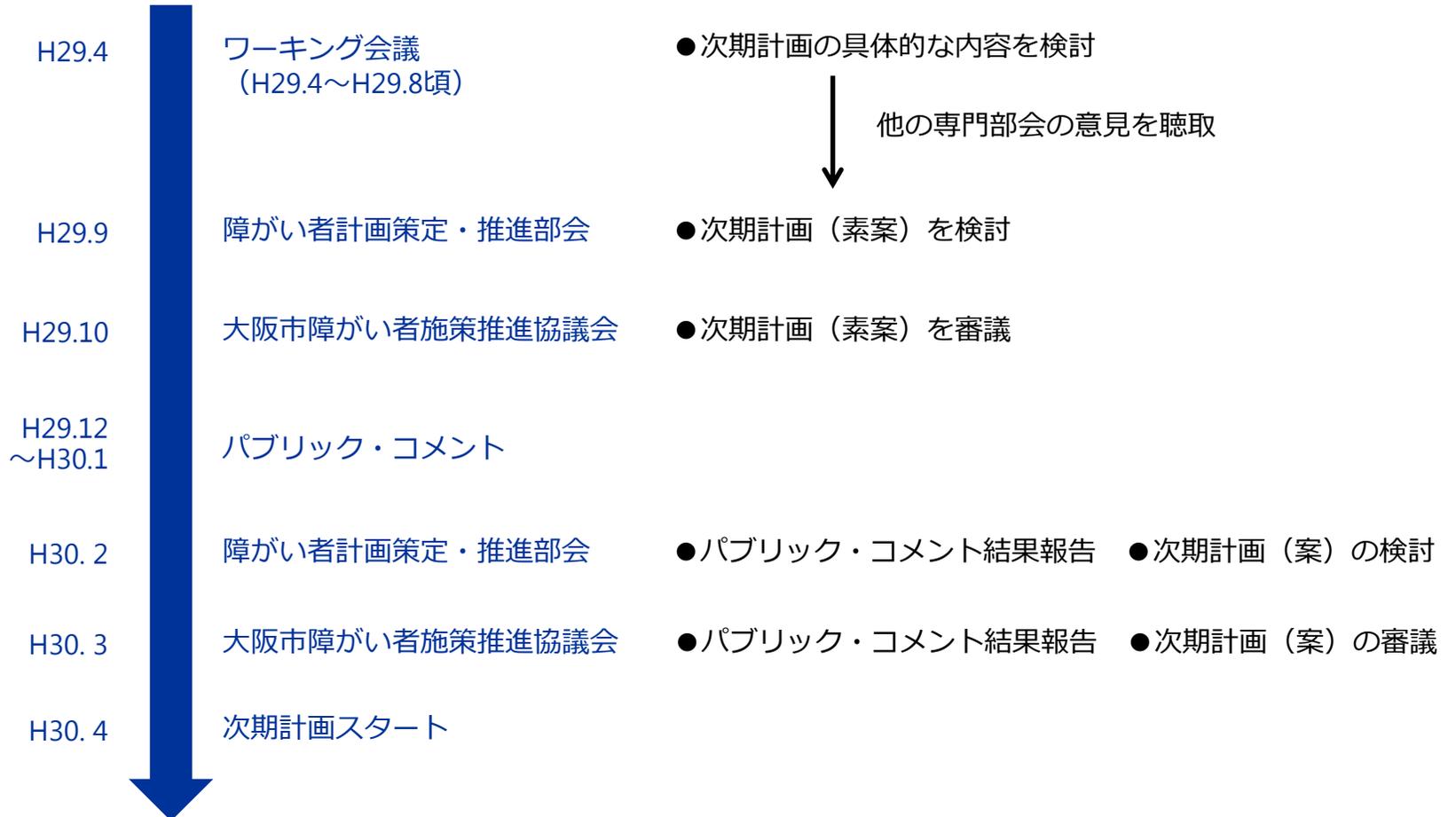
大阪市障がい者施策推進協議会での検討体制

次期計画策定に向けた広範な検討を、限られた期間内に効果的かつ集中的に進めていくため、障がい者計画策定・推進部会にワーキング会議を設置して検討する。



計画策定のスケジュール

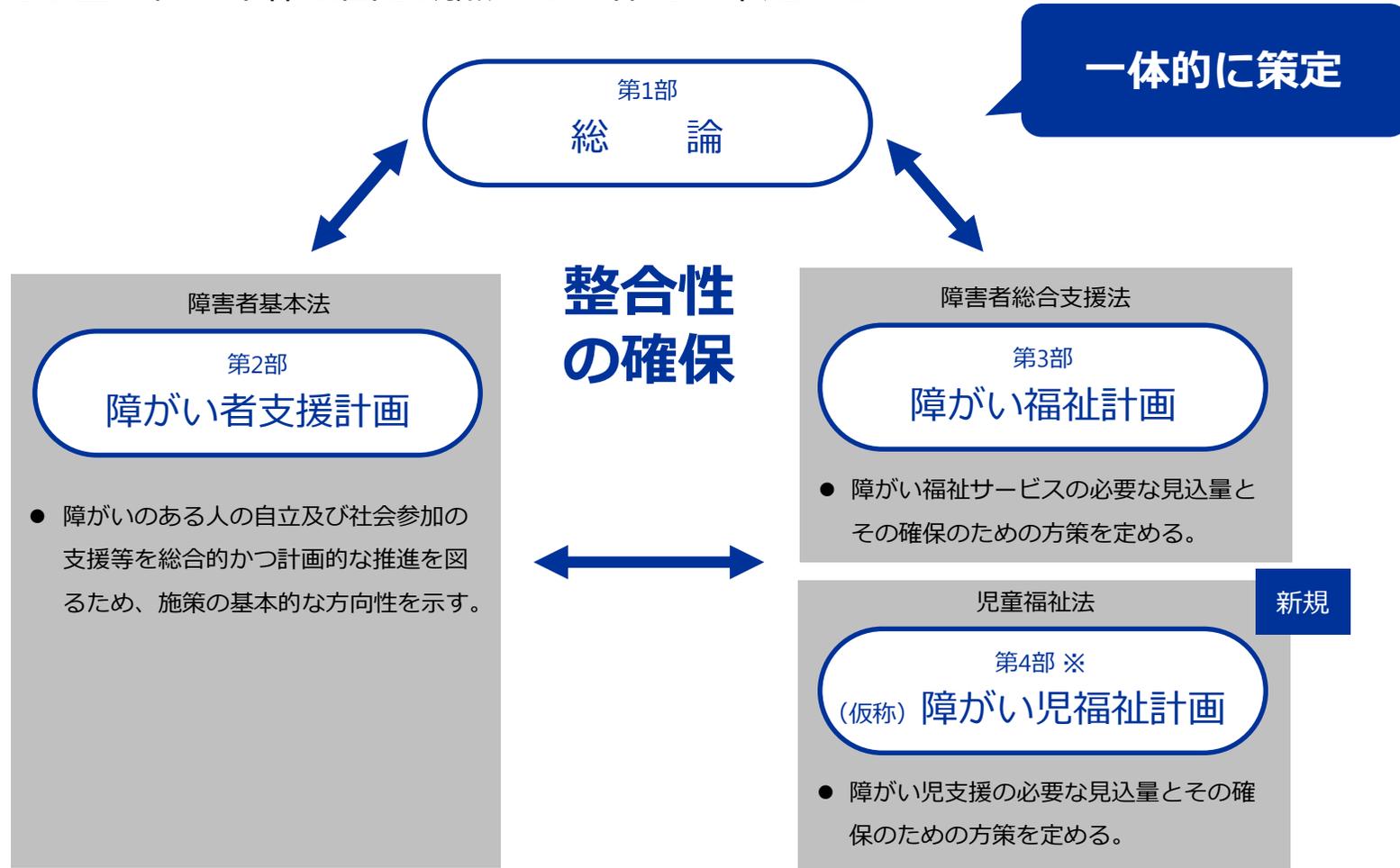
ワーキング会議で具体的な内容を検討し、障がい者計画策定・推進部会でさらに検討を加え、大阪市障がい者施策推進協議会で審議。必要に応じて、他の専門部会の意見を聴取。



次期計画の位置づけ

引き続き、「大阪市障がい者支援計画」と「大阪市障がい福祉計画」を一体的に策定。

なお、法改正に伴い新たに策定が義務付けられる「市町村障がい児福祉計画」についても、全体的な整合性の確保を図る観点から一体的に策定する。



※ 現在の障がい福祉計画において、努力義務である「障がい児支援」に関する事項を既に盛り込んでいるため、第3部に組み込むこともあり得る。

次期計画の期間

次期障がい者支援計画は、「市町村障害者計画策定指針」を参考に中・長期的な計画として、障がい福祉計画等の終期も勘案し、計画期間を6年間とする。（平成30～35年度）
なお、必要に応じて中間見直しを行うこととする。

次期障がい福祉計画・（仮称）障がい児福祉計画は、障がい福祉計画に係る国の基本指針に基づき、3年とする。（平成30～32年度）

市町村障害者計画策定指針 （平成7年5月障害者対策推進本部）

- 期間は、都道府県の障害者計画の期間との整合性を図り、中・長期のものとして策定し、この期間に達成できる実施目標として計画期間を設定することが適当と考えられる。
(留意点)
- 都道府県の障害者計画の終期との整合性を図りつつ、中・長期のものとして設定し、必要に応じ見直しすること。

障がい福祉計画に係る国の基本指針 （今後改正予定のため、現行の基本指針より抜粋）

- 障害福祉計画は、三年を一期として作成することとする。